

判 決
主 文

被告人を懲役 30 年に処する。

未決勾留日数中 520 日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和 6 年 1 月 3 日午前 8 時 6 分頃、A (当時 68 歳)、B (当時 57 歳)、C (当時 66 歳)、D (当時 47 歳) ら 5 名が現に住居に使用し、かつ、前記 A ら 5 名が現にいる愛知県弥富市 a 町 b c 番地 d 所在の共同住宅「e」(軽量鉄骨造木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、床面積合計約 166.02 平方メートル。) 東側敷地内において、e を焼損させるかもしれないこと及び A、B、C、D が死亡するかもしれないことを認識しながら、あえて、ライターで火を付けた紙片を e f 号前通路に積み上げられた衣類等の上に置いて火を放ち、その火を e の壁等に燃え移らせ、よって、e の一部を焼損 (焼損面積合計約 101.77 平方メートル) するとともに、その頃、e f 号において A 及び B を、e g 号において C を、それぞれ一酸化炭素中毒により死亡させたが、D は屋外に避難したため、同人に加療約 2 日間を要する一酸化炭素中毒等の傷害を負わせたにとどまり、同人を死亡させるに至らなかった。

(争点に対する判断)

第 1 争点

関係証拠によれば、被告人が前記日時場所において e f 号前通路に積み上げられた衣類等が入ったビニール袋 (以下では、便宜上「ゴミ」という。) に放火し、その火が同建物の壁等に燃え移って焼損したこと及び A、B、C が一酸化炭素中毒により死亡し、D が前記の傷害を負ったことが優に認められ、この点について争いはない。

これに対し、弁護人は、被告人は現住建造物等放火の故意及び殺意がなく、また、犯行当時、中等度知的障害の影響で心神耗弱状態にあったと主張する。したがって、

本件の争点は、①現住建造物等放火の故意の有無、②各被害者に対する殺意の有無、③責任能力の程度である。

第2 eに対する放火の故意及び殺意（争点①及び争点②）

1 被告人の供述について

（1）被告人は、捜査段階及び公判において、eが燃えることやAとBが死ぬことを認識しつつ本件犯行に及んだことを認める旨供述している。

具体的には、Bに何度も頼まれた末に5万円を貸し、同居しているAの給料が入ったら返すと言われていたにもかかわらず、なかなか返済しなかったため嘘つきだと思い、いつか懲らしめてやろうと考えた、令和6年1月2日、e前のゴミに火のついたたばこを置いたが消えてしまったのでそのまま立ち去った、帰宅してから翌日の夜中にかけて、燃やすために新聞紙を丸めてその中にティッシュを入れて芯のようにした物を作った、本件当日午前8時頃それを手提げかばんに入れて自転車でeに赴き、持参した紙に火をつけてゴミの真ん中あたりに置いた、ゴミが燃えたのでeから立ち去った、人に見られるのが嫌なのですぐに離れた旨供述した。

（2）そこで信用性についてみる。

被告人が二人を「懲らしめよう」と思っていたいきさつや、前日にたばこによる放火に失敗し、より燃えやすい媒介物を作って本件犯行に臨んだことについては一貫しており、被告人にしか知り得ない事情であって捜査官による誘導も考えにくく、犯行状況については防犯カメラ映像と整合し、特に不自然不合理な点も見当たらない。犯行に至る経緯や犯行状況に関する供述は基本的に信用できる。

他方、犯行当時の認識についてみるに、逮捕直後の警察官の取調べ冒頭において殺すつもりだったかとの問いに「それは思ってなかった」と否定したが、その後の警察官や検察官の取調べにおいては翌日までにかけ、「死んでまえて火をつけた」「いつか殺したろうって」「(建物は) 古いで燃えるかなと」「(中にいる人は) 死ぬ(と思った)」旨述べる一方で、ゴミだけを燃やすつもりだったかとの問いを肯定し、「(AとBは) いないと思った」「おったらやってないと思う」などとも述べた。ま

た、公判廷においては、建物を燃やすつもり及び人を殺すつもりはなかったと述べた一方で、(火をつけたら) アパートが燃える、殺すつもりはあった、AとBがこの世からいなくなれば二人を懲らしめられると思い火をつけた、Cも煙で死ぬかもしれないと思った、とも述べた。このように、犯行当時の認識に係る供述は質問者や尋問の仕方等によって変遷している。

検察官が主張するとおり、被告人は誘導尋問による場合でなくとも放火の故意や殺意を認める供述をしている場面がみられたし、捜査段階においては、捜査官から複数個所に火をつけたのではないかと執拗に誘導的な尋問を受けたにもかかわらず、一か所にしか火をつけていないとの供述を貫いた。被告人は常に誘導尋問に従ってしまうわけではなく、自身の記憶や感覚に沿わない事柄については自らの供述を貫く意思や能力を有していると考えられる。

もっとも、「火を何か所につけたか」などという客観的な事実と異なり、犯行当時の心情や認識といった主観的な事項については、通常人よりも自己の当時の認識や心理を自覚し説明することが困難であると考えられる上、質問の内容を十分に理解できないまま回答したり、誘導的な質問に迎合しやすい性質があることは否定できない。したがって、被告人の供述のみを基礎として放火の故意や殺意を認めることはできないというべきである。

2 そこで、被告人の犯行当時の認識を推認できる事情を検討する。

(1) まず、犯行態様についてみる。

被告人が火を放った通路には、e f 号室玄関ドア前のスペースを除き、大量のゴミが隣室である h 号室前にかけて、天井近くまで積み上げられていた。被告人は、e f 号室の玄関前付近のゴミに、燃えていた紙片を投げ入れて放火したのであるから、放った火が、ゴミに燃え移り、大量のゴミに燃え広がって f 号室からの逃げ道となる玄関先で火力が相当に強まることは容易に予期することができると考えられる。

また、e は昭和 46 年築と古い建物であり、被告人も e を訪れた際に築古である

ことや屋根が腐っていたことを見知っていただけでなく、大量のゴミがeと密着している状況を目の当たりにしながら放火したのであるから、それらのゴミに燃え広がった火がゴミだけにとどまらずeに燃え移ることも容易に想起し得たはずである。

さらに、被告人が放火したのは正月の午前8時過ぎであって、e敷地内には自転車が計3台停まっていたのであるから、e内にAやBら住人が在室している可能性があることも認識していたと考えられる。

以上によれば、大量のゴミに燃え広がった火がeに燃え移り、またその勢いがe内に及んで室内にいる人を死亡させる可能性があることは十分に想起可能であったと考えられる。

(2) 次に、犯行に至る経緯、動機についてみる。

前記いきさつに関する被告人供述を踏まえると、自分の小遣いから貸した金を返さないばかりか、その返済について不誠実な対応をとるBらを嘘つきとみなし、強い憤りを覚え、懲らしめたいと考えたことは十分に理解できる。そのような動機から本件のような重大な放火行為にまで及んだことは、短絡的でバランスを欠いた面があることは否定できないものの、中等度知的障害の影響もあって視野が狭く、他のとり得る手段を検討することもできないまま、安易に「いなくなしてほしい」などと考えて犯行に及んだとしても突飛で異質な犯行とはいえない。被告人の能力も併せみれば、犯行に至る経緯、動機は十分に了解可能である（なお、eには一緒に飲酒するなどしていたCも居住していたが、被告人はCのことをそれほど大切な存在とみていたわけではないかのような供述もしていることを踏まえると、これが故意を妨げる事情とはならない。）。

(3) そこで、中等度知的障害の影響についてみる。

弁護人は、E医師の供述等を踏まえ、中等度知的障害者は行動の2つ以上先について想像力が十全に働かないため、被告人も単にお金を返さない相手への仕返しとして「目の前のゴミを燃やすこと」に執着し、その先のeへの延焼や人が死ぬという連鎖的な重大結果を想像できなかった疑いがあると主張する。

確かに、F医師も供述するとおり、被告人が、BやAらが死亡したことやCらを巻き添えにしたことを心底後悔したり、反省したりしている様子があまりうかがわれないことからすると人を死なせる（死なせた）ことに対する重大さ、深刻さを理解する力が乏しく、そのような能力の乏しさが本件犯行に影響していることは否めない。もっとも、前述したとおり、ゴミはeと極めて密着した状態で山積みになっており、両者はほぼ一体とみられるほどの位置関係にあったのであるから、ゴミに火をつければeに燃え移るかもしれないことは容易にわかるはずであって、さしたる想像力を要するとは認め難い。また、被告人は中等度知的障害とはいえ、I Q（49）は軽度知的障害とのボーダーラインであるし、単純労働とはいえ30年以上にわたり就労して一定の収入を得るとともに、母親と同居しながらも自ら料理を行い、金銭管理もしていたのであるから、F医師が供述するとおり、他者の援助なく就労等の社会生活を送ることができる程度の正常機能を維持していたことに疑いはない。さらに、被告人は、日常的に料理を担い、田圃でゴミを燃やすなどの経験もあり、勤務先でも火災の危険性について繰り返し指導されていたのであるから、火が容易に燃え広がる危険なものであるという性質をその経験によって学習していたと考えるのが合理的である。

以上によれば、中等度知的障害者は先を見通す力が弱いとのE医師の供述は一般論としては理解できるものの、本件における具体的な状況（ごみの状況やeとの位置関係）、被告人の生活能力、経験等を踏まえると、被告人が中等度知的障害を有しているからといって本件放火行為によって生じ得る重大な結果を認識することができなかったとは考え難い。

（4）他方、弁護人は、被告人が金を返さない相手への仕返しとして「目の前のゴミ」を燃やすことに執着し、eへの延焼や人が死ぬことを全く想定していなかった可能性があるとは主張する。

しかし、被告人は、公判において、Bが大切にしているゴミを燃やして仕返しをしたとか、ゴミを燃やして怖がらせようとしたなど、単にゴミだけを標的にしたと

いう具体的な供述をしていないし、弁護人Gの供述によれば、同人は逮捕当日の接見時に、被告人に対し、単なる嫌がらせ目的であったことを誘導的に確認し、被告人もそれを肯定したというのであるが、公判において、被告人からはこれに沿う供述が具体的に語られていない（これは、誘導を受けても自らの認識や感情とそぐわない事実について自ら語ることはしないとの供述態度とみることができる。）。

したがって、被告人がゴミだけに執着しており、延焼することはないと思っていたとの弁護人の主張は、被告人が具体的に供述していない抽象的な可能性をいうにすぎず、合理的な根拠に基づくものとはいえない。

（５）以上によれば、嫌がらせ目的から目の前のゴミだけを燃やすとの認識で本件放火行為に及んだとの合理的な疑いは残らず、前記（１）の推認は妨げられない。

３ 小括

以上を総合すると、被告人は、BとAに強い怒りを覚え、同人らを懲らしめるために同人らが居住する部屋の玄関前に山積みされたゴミに火を放ち、直ちに現場を立ち去ったのであるから、中等度知的障害の影響を踏まえても、eに火が燃え移ったり、その居住者が死亡するかもしれないことは十分に認識していたと考えられ、現住建造物等放火の故意及び未必的な殺意が優に認定できる。

第３ 責任能力の程度（争点③）

１ 前述のとおり、被告人が中等度知的障害を有していることはF医師及びE医師が一致して述べるところであって、この点につき争いはない。そこで、中等度知的障害が犯行に与えた影響を踏まえて、責任能力の程度について検討する。

２ まず、事理弁識能力の観点から検討を加える。

前述のとおり、被告人には未必的な殺意があったと認められるところ、F医師の供述を踏まえれば、「死者が出て仕方がない」という心理に中等度知的障害は影響を与えておらず、住人を死亡させる可能性のある放火行為が悪いことであるとの認識は妨げられていないと考えられる。この点、E医師も、事理弁識能力の障害は中等度であるが、社会における学習や訓練により、善悪の区別のつく程度には事理弁

識能力が存在していたと供述するところ、被告人が単純労働とはいえ30年以上継続して就労し、仕事を休む際は欠かさず連絡を入れるなど就労先でもトラブルを起こすことなく過ごしてきたことや、自ら金銭管理をして200万円もの貯蓄をしたり、余暇には喫茶店で友人とコーヒーを飲むなどの付き合いを持ったりしていたことを踏まえると、一定の社会的ルールをわきまえていたものと考えられる。本件犯行時には他人に見られることを避けるために朝早い時間帯を選んで犯行に及んだとも述べていることや、放火後直ちに現場を立ち去っていることも踏まえれば、自身の行為が悪いことであることを認識する能力を十分に備えていたものと認められる。

3 次に、行動制御能力の観点から検討を加える。

前述のとおり、被告人は5万円の返済について不誠実な対応をとるB及びAを懲らしめたいとの考えから本件のような放火行為にまで及んでおり、そのような動機から本件のような放火行為に及んだことは短絡的でバランスを欠いた面があることは否定できない。この点、F医師も、放火という思慮を欠いた行為に及んだことや、自分がした行為により死者が出たことに対する相応の反省が認められないことには知的障害の影響があると供述している。被告人がBらとのトラブルを抱えて強い憤りを覚え視野が狭く、人の死に対する重大さ、深刻さに対する理解が乏しく、他の取り得る手段を検討することもないまま犯行に及んだ点に中等度知的障害が相当程度影響を与えたことは否定できない。

もっとも、F医師が供述するとおり、被告人に幻覚や妄想といった精神病症状はなく、Bら二人に対する怒りから犯行に及んだ心理自体は十分に了解可能であり、放火という行動それ自体はBらを懲らしめたいという被告人の強い意思によってなされたものとみることができる。また、被告人は前日にたばこによる放火が失敗したことを受け、より燃えやすい媒介物を作った上で、本件当日それを手提げかばんに入れてeに赴き、f号室前のゴミの真ん中あたりに置いて直後に自転車で立ち去っているところ、一度失敗した後も犯行を継続せずに一旦帰宅してより確実に放火する手段を考え、翌日再び現場に赴いて周囲に気づかれないよう配慮しながら犯行

を遂げていることからすれば、被告人が精神障害の影響により衝動に突き動かされて制御困難な状態に陥っていたとは認め難い。さらに、被告人は、家族や就労先の協力があつたにせよ30年以上にもわたって周囲とのトラブルを起こすことなく就労生活を継続してきたものであり、また、窃盗の前歴2件を有するものの検挙歴はそれにとどまっており、社会的なルールから逸脱する行動を繰り返していたなどのエピソードは窺われない。そうすると、被告人は通常人と同程度の社会性や協調性を備えており、長らく自己の行動を制御しながら社会に順応してきたといえるのであつて、Bらを懲らしめたいとの考えを抱いたとしても、被告人に本件のような犯行に及ばないように期待することが著しく困難であつたとは認められない。以上によれば、恐れていたBから5万円もの金が返ってこないという想定外の困難に直面した際、他の方法を検討せず唐突に放火行為に思い至る視野の狭さや、人の死という結果の重大性に対する理解の乏しさは、中等度知的障害の影響を介在させなければ説明することが困難であるが、Bらが金を返さないばかりか不誠実な態度に終始したことへの怒りそれ自体は了解可能であり、その怒りが犯行の原動力となつた一方で、中等度知的障害を有しながらも通常人と同程度に社会に順応していた生活能力の高さからすれば、その怒りをこらえて犯行に及ばない選択をすることが著しく困難であつたとは認められない。したがって、被告人の中等度知的障害が本件犯行に及ぼした程度は一定程度にとどまり、行動制御能力は著しく減弱した状態にはなかつたと認められる。

4 小括

よつて、本件犯行当時、被告人には完全責任能力があつたと認められる。

第4 結論

以上のとおり、当裁判所は、現住建造物等放火の故意、各被害者に対する未必的な殺意、及び、完全責任能力が認められることは常識に照らして間違いないと判断した。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、Bに貸した5万円が返済されず、B及び同居するAから不誠実な対応をされたことへの怒りから、二人の住むeに燃え移る可能性や住人らが死亡するかもしれないことを認識しながら、eに密着する大量のゴミの中に放火し、eを焼損させるとともにA、B、Cを死亡させ、屋外に避難したDに加療約2日間の傷害を負わせた事案である。

まず特筆すべきは、3名もの尊い命を奪った結果の重大性である。B及びAにおいては、借りた金を返さなかったり、被告人からの催促に不誠実な対応をしたからといって命が奪われるほどのことではなく、Cに至っては何ら関係もないのに巻き込まれたもので落ち度は全くない。3名の無念は察するに余りある。eの大部分が焼損し、近隣への延焼が現実的な危険として生じたことも看過できない。被告人は、eの近接した位置にゴミが山積みされている状況を認識しながら、AとBの逃げ道となる玄関先のゴミに自作の紙片を用いて火を放ち、直ちに立ち去っており、かかる犯行態様はガソリンや灯油を撒く等の方法ほどではないにせよ、eにとどまらず居住者の死亡や周囲への延焼の危険性が非常に高く、極めて悪質である。これら結果の重大性や犯行態様の悪質性を踏まえれば、相当に厳しい非難が向けられるべきである。

他方、eの居住者らに対する殺意は、いずれも未必的なものにとどまっており、BやAに対しても強固な殺意があったとまでは認められない。また、前述したとおり、被告人は中等度知的障害を有しており、同障害が本件のような思慮浅薄な行為を決断した動機形成過程に相当程度影響を及ぼしたことは否定できない。その他一般情状として、被告人なりに反省の言葉を述べたこと、Bの遺族2名に計220万円を、eの住民であったHに110万円をそれぞれ支払ったこと、前科はないことなどの有利な事情も認められる。

そこで、これらの事情を総合考慮し、同種事案（単独犯による火気・爆発物を用いた殺人2～4件等）の量刑傾向にも鑑み、無期懲役刑を選択した上酌量減輕した刑期の範囲内で、その最も重い刑期とするのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

名古屋地方裁判所刑事第 5 部

裁判長裁判官 大 村 陽 一

裁判官 小 川 貴 紀

裁判官 伊 藤 靖 佳